

令和5年度 第2回 熊谷市地域公共交通会議 会議結果

令和5年6月19日（月）書面会議

議 事

議案第1号 熊谷市ゆうゆうバスの停留所の試験設置について

協議結果 承認

委員からの意見

・今回新規設置を検討している、ゆうゆうバスグライダーワゴン八木田（仮）停留所（以下、「八木田停留所」という。）は、「熊谷市ゆうゆうバスのバス停新設・廃止に関する要綱」第5条(5)の規定には該当していないものの、同条(2)の規定に該当するか否か判断が難しいものとなっている。グライダーワゴンと既存のバス路線は、目的地が異なるが、全く影響が無いとは言えない。

・公共交通会議での審議事案で既存の路線バス事業者への影響がある場合には、事前に関係者での情報共有を図ることで、関係者の信頼関係が構築され、円滑な市政運営につながると考える。住民や関係者に対し丁寧な対応を願う。

・ゆうゆうバスの停留所と既存路線バスの停留所を交わらせることで、既存路線バスへの乗車を促せるのではないか。

・試験運行期間中に既存路線バスへどれだけ影響が発生したかを確認するとあるが、その間に該当する停留所からの乗降客が減少し、売上減少となった場合の補填についても明記しておいた方が良い。

・住民の要望もあるかと思うが、コミュニティバスと路線バスの役割分担を明確にした上で、路線バスと実質的に競合することがないように試験運行前にも十分に検討する必要があると考える。バス停新設後の運行計画（運行ルート、運行回数、運行時刻）等、路線バス事業者を含む関係者と再度調整して欲しい。

・八木田（仮）停留所が、既存民間バス路線のバス停に近いことは問題があると考えられる。現在、バス事業者は赤字路線であっても、路線の維持に努め運行を継続している。一部赤字補填を受けている路線もあるが、バス事業運営は非常に厳しいものがあるため、是非慎重にお願いしたい。

・現行ダイヤで、八木田停留所と既存民間バス路線の停留所では、上下ともに出発時間が15分以内程度に近接する便がある。（上下各平日5便、休日4便）。鉄道駅への接続先は異なるものの、ゆうゆうバスの運賃が安価であるため競合する可能性はある。一方で新規利用者による、往路はゆうゆうバス、帰路は既存民間バス路線といった利用も想定されるため、新設後の利用実態の検証が必要である。八木田地区の住民の方々へ、ゆうゆうバスと合わせて、既存バス路線の利用も声掛けして欲しい。

・八木田停留所は、既存民間バス路線のバス停から直線距離で約400mに設置を予定しており、既存路線バスに影響があると考えられる。運賃についても、ゆうゆうバスが安価であり、運賃の競合も解消されていない。今後、ゆうゆうバス運賃の改定を検討することのことだが、路線バス運賃を下回る設定は止めて欲しい。

・停留所の新設等で関係する事業者がある場合は事前の協議を、また会議資料は会議の前に確認が出来るよう事前送付を願う。

・コミュニティバス停留所の設置が既存バス路線の休廃止等を招き、交通利便性が低下することが無いよう、今後も住民や事業者等と丁寧に調整を進めていくことが望ましい。